

数理・データサイエンス・AI 教育強化拠点コンソーシアムの運営に関する申し合わせ

2022年7月7日 運営会議承認

2023年10月30日 運営会議承認

この申し合わせは、数理・データサイエンス・AI教育強化拠点コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）の組織及び運営について定めるものである。

1 運営体制

(1) コンソーシアムに次の運営体制を置く。

- ① 総会
- ② 拠点校・特定分野校連絡会
- ③ 運営会議
- ④ 企画推進ワーキンググループ
- ⑤ 分科会
- ⑥ 特定分野会議
- ⑦ サイバーセキュリティ推進校会議
- ⑧ ダイバーシティ推進校会議
- ⑨ 地域ブロック会議（北海道、東北、関東、東海、北信越、近畿、中国、四国及び九州・沖縄の9ブロック）
- ⑩ コンソーシアム事務局

(2) コンソーシアムに議長（以下、「コンソーシアム議長」という。）を置き、幹事校の教員の中から、運営会議において選出する。

(3) コンソーシアム議長は、総会、拠点校・特定分野校連絡会及び運営会議の議長を務めるとともに、上記（1）の各運営体制において必要な助言等を行う。

2 総会

- (1) 総会は、全会員校による情報共有等を行うことを目的とする。
- (2) 総会は、全ての会員校をもって組織する。

3 拠点校・特定分野校連絡会

- (1) 拠点校・特定分野校連絡会は、文部科学省「数理・データサイエンス・AI教育の全国展開の推進」に関する情報共有・連絡調整を行うことを目的とする。
- (2) 拠点校・特定分野校連絡会は、文部科学省「数理・データサイエンス・AI教育の全国展開の推進」の選定校の代表者並びに文部科学省担当者をもって組織する。

4 運営会議

- (1) 運営会議は、次の事項を目的とする。
 - ① コンソーシアム全体のミッション・活動計画に関すること
 - ② 分科会の設置及びミッションに関すること
 - ③ 分科会横断又は分科会ミッションを超えた検討事項に関すること
 - ④ 地域ブロックの活動・課題等の共有に関すること
 - ⑤ 会員校の入会及び退会に関すること
 - ⑥ その他コンソーシアムの運営に関すること
- (2) 運営会議は、コンソーシアム議長、拠点校及び地域ブロック代表校の代表者をもって組織する。
- (3) 運営会議の議長は、コンソーシアム議長をもって充てる。
- (4) 運営会議は、随時必要に応じて議長が招集する。
- (5) 運営会議は、委員の過半数をもって定足数とし、議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。
- (6) 運営会議には、文部科学省担当者及び分科会主査がオブザーバーとして参加する。オブザーバーは、必要に応じて意見を述べることができる。
- (7) 運営会議の下に、ワーキンググループを設置することができる。また、常設のワーキンググループとして、企画推進ワーキンググループを置き、上記(1)の事項の検討を付託する。
- (8) コンソーシアム事業に関して特に重要な事項について協議を行う場合など、必要に応じて、文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育の全国展開の推進」の全ての選定校の代表者を含めた拡大運営会議を開催することができる。

5 企画推進ワーキンググループ

- (1) 企画推進ワーキンググループは、数理・データサイエンス・AI 教育の強化、全国展開に当たっての諸課題、各分科会や大学等の設置形態を越えた横断的な企画及び検討を行うことを目的とする。
- (2) 企画推進ワーキンググループは、上記(1)の目的を達成するため、検討課題に応じた分科会の設置、改廃について検討し、運営会議に報告するものとする。
- (3) 企画推進ワーキンググループの委員は、運営会議において指名する。
- (4) 企画推進ワーキンググループに主査及び副主査を置き、コンソーシアム議長が指名する。
- (5) 検討課題に応じて、会員校から委員又はオブザーバーを加えることができる。
- (6) 企画推進ワーキンググループの下に、サブワーキンググループを設けることができる。サブワーキンググループには、必要に応じて、検討事項に知見を有する大学関係者、有識者等をオブザーバー又はメンバーとして加えることができる。

6 分科会

- (1) 分科会は、コンソーシアムの施策や諸課題について、具体的・機動的に検討及び活動を行うことを目的とする。
- (2) 分科会のミッション及び委員は、企画推進ワーキンググループにおいて検討し、運営会議に報告する。

- (3) 分科会の役割及び構成等は、別に定める。
- (4) 分科会に主査及び副主査を置き、企画推進ワーキンググループ主査が指名する。

7 特定分野会議

- (1) 特定分野会議は、次の事項を目的とする。
 - ① 各分野（理学、工学、農学、医学・歯学、薬学、社会科学、人文科学及び教育学）におけるモデルカリキュラムの構築
 - ② 応用基礎レベルを想定した各分野における教材開発、データベース等の教材コンテンツの収集
 - ③ 構築、収集した教材コンテンツ等の地域ブロックへの共有
- (2) 自然科学系、人文・社会科学系の各特定分野会議を置き、文部科学省が指定する特定分野校及び担当拠点校をもって組織する。
- (3) 担当拠点校は、会議の運営を統括する。
- (4) 特定分会議と分科会との連携を図るため、事案に応じて、分科会主査・副主査が委員又はオブザーバーとして参画する。
- (5) 特定分野会議間の連絡調整を行うため、必要に応じて、特定分野会議合同による連絡会を開催することができる。
- (6) 各分野の具体的な検討を行うため、必要に応じて、ワーキンググループを設置することができる。

8 サイバーセキュリティ推進校会議

- (1) サイバーセキュリティ推進校会議は、サイバーセキュリティ分野の教育強化、他大学等への普及及び展開、enPiT 事業との連携等に関する推進校間での企画及び調整を行うことを目的とする。
- (2) サイバーセキュリティ推進校会議は、文部科学省が指定する推進校及び担当拠点校をもって組織する。
- (3) 担当拠点校は、会議の運営を統括する。

9 ダイバーシティ推進校会議

- (1) ダイバーシティ推進に資する取組の他大学等への普及及び展開に関する推進校間での企画及び調整を行うことを目的とする。
- (2) ダイバーシティ推進校会議は、文部科学省が指定する推進校及び担当拠点校をもって組織する。
- (3) 担当拠点校は、会議の運営を統括する。

10 地域ブロック会議

- (1) 地域ブロック会議は、次の活動に係る地域ブロック内での連絡調整、協力関係の構築、ワークショップ等の企画・実施等を目的とする。
 - ① リテラシーレベル・応用基礎レベルに関する教育内容・方法のブロック内で展開
 - ② 国公私の枠を越えた大学間連携

- ③ 産官学連携（経済産業省が実施する「デジタル人材育成プラットフォーム」との連携等）
- (2) 地域ブロック会議は、地域ブロックに属する会員校をもって組織する。
- (3) 地域ブロック代表校は、当該地域ブロック会議の運営を統括する。
- (4) 地域ブロック内の運営体制については、各地域ブロックの実情に応じて、適切に整備するものとする。

11 コンソーシアム事務局

- (1) 幹事校にコンソーシアム事務局を置き、コンソーシアム全体に係る事務を統括するとともに、文部科学省及び地域ブロック代表校等との連絡調整を行う。

12 その他

- (1) 本申し合わせの改廃は、運営会議において行う。
- (2) 本申し合わせに定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

本申し合わせは、2022年7月7日から施行し、2022年4月1日から適用する。
2023年10月30日運営会議承認は、2023年11月1日から施行する。